

可児市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画（第7期）

1 計画の基本事項

(1) 計画の背景と目的

「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）」は、団塊の世代（昭和22年～24年に生まれた世代）が後期高齢者となる平成37年を見据え、日常生活の場となる圏域の中で、医療・介護・予防・生活支援サービス・住まいが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進させるために策定します。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間と定めます。

2 計画の基本理念

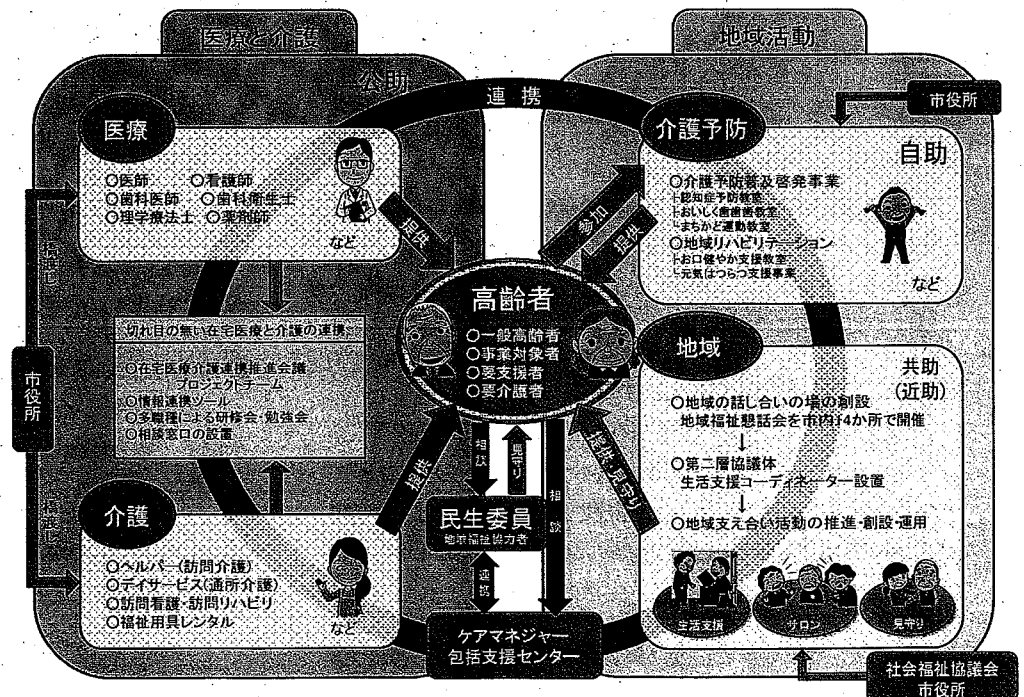
みんなで見守る 支え合い安気に暮らせるまち 可児

平成27年3月に策定した「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第6期）」では、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活を継続するため、医療・介護・予防・生活支援サービス・住まいが連携し、高齢者を包括的に支援できる体制である「可児市地域包括ケアシステム（Kケアシステム）」を構築していくことを目標としました。

今後は、日常生活圏域ごとの状況に応じた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させるため、健康づくりや介護予防、軽度の支援が必要な方への地域の生活支援体制整備、在宅医療の推進と医療、介護の関係者の連携確保などの取り組みを強化します。

そして、高齢者だけに限定するのではなく、障がいのある方や子育て中の方への支援なども含めて、市内のどこでも、みんなで見守り、支え合い助け合えるまちづくりをしていくことを基本理念とします。

■可児市地域包括ケアシステム（Kケアシステム）イメージ図



3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり〈自助〉

心身ともに健康な高齢期を過ごすために、「定期的な健康診断」、「健康づくりのための運動」、「きちっと食事ができる口腔機能」、そして「社会に参加」して生きがいを持ち続けることができるまちづくりを推進します。

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる団体が連携して見守り・支え合えるまちづくり〈共助〉

地域の中で、互いに支え合い助け合うことができるまちづくりを推進します。地域で生活支援のための活動や見守りをする方が生き生きと活躍する社会、連携し合う仕組みを考えていきます。そして、医療や介護の専門職も関わりながら「地域包括ケアシステム」を深化・推進していきます。

基本目標Ⅲ 適切なサービスが過不足なく提供され安気に暮らせるまちづくり〈公助〉

地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの体制整備、過不足のない介護サービスの提供体制、認知症施策の推進など、安心して「在宅」で、そして「河内市」でいつまでも生活することができるまちづくりを推進します。

4 主な施策の内容

本計画は、基本目標ごとに様々な施策を設定しており、その中でも主な取組については、計画期間の3年間で達成すべき目標を定めています。以下、目標を設定している施策について掲載します。

基本目標Ⅰ

●健康増進計画に基づく「健康づくり」

日常生活を営むために必要な身体機能の維持・向上を図るための運動を継続できるよう支援します。

●健(検)診の促進

広報やホームページ、街頭啓発などによる啓発を図り、いつでも受診しやすい体制づくりを行います。

●口腔機能の維持・向上

歯周病検診やぎふ・さわやか口腔健診の受診率向上に努めます。また、在宅要介護者等への訪問歯科健診(ぎふ・さわやか訪問口腔検診)を実施し、介護予防のための口腔機能の維持・向上を図ります。

●地域活動の参加のきっかけづくり

高齢期を迎え地域に貢献したいと考えている方を対象に、「地域支え合い・介護基礎講座」(ボランティアの養成講座)を開催します。また、講座受講者が地域のさまざまな活動に参加できる仕組みを構築します。

●地域のサロンや「通いの場」への支援

理学療法士や歯科衛生士・栄養士などの専門職を地域のサロンや「通いの場」へ派遣します。また、介護予防に関する知識や運動の普及・継続促進を目指します。

●まちかど運動教室の設置

高齢者が通いやすく、気軽に参加でき、楽しく行える「まちかど運動教室」の設置を推進します。

●認知症予防のための取り組み

認知症に対する理解を深め、予防に資する運動(コグニサイズ)を普及する認知症予防教室などを開催し、開催後は継続した教室となるよう支援します。

基本目標Ⅱ

●民生委員を中心とした見守り体制

民生委員による見守り対象者の把握と定期的な見守り活動により、支援が必要な方に対する見守りを継続して行います。

●公的サービスと地域のサービスの連携

緊急通報システムや安否確認・配食サービスの利用者について、本人同意のもと、地域で見守り活動を行う団体と情報連携を図ります。

●地域支え合い活動の推進

- ・地域の特性に応じ、地域住民自ら行う地域内の支え合い活動が活性化するように活動開始時の支援と運営費の助成を行います。
- ・地域支え合い活動を行う団体同士の意見交換や情報共有の場をつくります。

●地域福祉活動の活性化

各地区社会福祉協議会で、地域福祉に関する意見交換や課題解決に向けた継続的な話し合いの場（地域福祉懇話会）が行われるよう支援します。

●全市の支え合い活動活性化に向けた取り組み

・全市の支え合い活動の活性化に向けた会議体を運営支援し、各地区の支え合い活動の推進と全市における機運づくりに努めます。

●各地区の支え合い活動活性化に向けた取り組み

地域福祉懇話会を発展させて、自発的かつ継続的な話し合いの場（第二層協議体）が活性化するように支援します。あわせて、その中核的な存在となる「生活支援コーディネーター」を配置します

●生活支援体制の整備や地域支え合い活動活性化に向けた機運づくり

・支え合いの地域づくりに向けた機運を醸成していくための「フォーラム」や「講演会」を実施します。
・地域の支え合い活動をまとめた冊子を作成し、医療や介護の関係者に周知・広報します。

●医療・介護関係者の連携体制整備

関係者で協議しながら、在宅で暮らす高齢者の入退院時や医療と介護サービスの提供を受けている方に関わる専門職の連携体制を整備します。

●医療・介護関係者の研修と市民への普及啓発

在宅医療・介護への理解を深めてもらうため、市民向けフォーラムや講演会を開催するとともに、広報誌やホームページ等で情報提供します。

●地域ケア個別会議の開催

地域ケア個別会議を定期的に地域包括支援センターごとに開催し、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援するとともに、地域課題を把握・共有します。

●地域ケア推進会議への支援

地域ケア個別会議で共有された地域課題を、地域福祉懇話会や第三層協議体で話し合うことができるよう支援します。合わせて、地域内の支え合い活動の取り組みにつなげられるよう支援します。

基本目標Ⅲ

●地域包括支援センターの機能強化（運営）

地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的機関としての役割を担うことができるよう、体制及び人員の増強を行います。

●地域包括支援センター及びケアプランの評価

地域包括支援センターが作成する介護予防ケアマネジメントについて、定期的で開催する「介護予防ケアマネジメント支援会議」

において、多職種の視点からの助言や評価を行います。

●包括的・継続的ケアマネジメント

介護サービスの多職種の連携と協働のための体制づくりを行います。

●介護予防・生活支援サービスの充実と見直し

平成 28 年度から実施している介護予防・生活支援サービス事業について、多様な主体によるサービスを増加させます。

●認知症カフェの推進

認知症の方や介護者の社会参加、地域と専門職との情報共有やお互いの理解などを目的とした「認知症カフェ」が、地域のサロン、老人福祉センター、介護事業所等多様な主体で開催されるよう支援します。

●認知症サポーターの養成と活動支援

・認知症サポーター養成講座は、定期講座のほか認知症の方と関わる機会が想定される小売業や金融機関、公共交通機関等の職域での開催も進めます。
・認知症サポーター養成講座の受講者へのフォローアップ講座の開催などにより、認知症の方への配慮ができるまちづくりに努めます。

●地域密着型サービスの整備方針

・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」サービスの事業所の開設に努めます。
・「認知症対応型通所介護」については、現在市内に事業所がないため、開設に努めます。
・「地域密着型介護老人福祉施設」については、全体の供給量、待機者状況、介護人材の確保状況等を総合的に確認しながら整備に努めます。

●介護保険サービス事業所の質の向上

市が指定権限を持つ地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所、居宅介護支援事業所については、実地指導や集団指導において、事業運営等に関する各種基本方針を示すとともに、サービスの質の向上に向けた指導を行います。

●介護サービスへの新規就職者の確保及び離職者の呼び戻し

ハローワーク等関係機関と連携し、就職説明会を開催するなど介護人材の確保に努めます。

●介護職員の離職防止と定着支援

事業者と連携し研修会を実施するなど、介護職員の離職防止に努めます。

5 平成30年度～平成32年度の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。本市では、第6期計画においてこの保険料段階を17段階としており、本計画でも、17の所得段階とします。

■所得段階内訳・保険料率

※第1段階の()内は、軽減後の金額です。

所得段階	所得等の条件	基準額に対する比率	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	×0.50 (×0.45)	33,000円 (29,700円)	2,750円 (2,475円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下	×0.65	42,900円	3,575円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える	×0.70	46,200円	3,850円
第4段階	住民税課税世帯で、本人は住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	×0.85	56,100円	4,675円
第5段階 (基準)	住民税課税世帯で、本人は住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える	×1.00	66,000円	5,500円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額125万円未満	×1.10	72,600円	6,050円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満	×1.20	79,200円	6,600円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	×1.45	95,700円	7,975円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	×1.50	99,000円	8,250円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	×1.65	108,900円	9,075円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	×1.70	112,200円	9,350円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	×1.80	118,800円	9,900円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	×1.85	122,100円	10,175円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	×1.90	125,400円	10,450円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	×1.95	128,700円	10,725円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	×2.00	132,000円	11,000円
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額1,500万円以上	×2.20	145,200円	12,100円

※第1～第5段階における合計所得金額は公的年金所得金額を除いた額となります。

可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第7期)【概要版】

発行年月 : 平成30年3月
発行 : 可児市
編集 : 可児市福祉部高齢福祉課

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地
電話 0574-62-1111(代表)
FAX 0574-60-4616
電子メール koreifukusi@city.kani.lg.jp